

## ○農林水産省告示第三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）別表二の付表第四十の規定に基づき、平成十五年四月二十五日農林水産省告示第七百一十一号（タイ王国産マンゴスチンの生果実に係る農林水産大臣が定める基準を定める件）の一部を次のように改正し、平成二十一年二月一日から施行する。

平成二十一年一月六日

農林水産大臣 石破 茂

一 中「タイ王国の」を「タイの」に、「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

三の（一）中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

五中「実施された」を「実施されている」に改める。

六の（三）及び七中「タイ王国植物防疫機関」を「タイ植物防疫機関」に改める。

九中「生果実には」を「生果実の各こん包又は束ねたこん包には」に、「の表示がなされており、また、そのこん包には、」を「及び」に改める。